

2021-5 教育研究評議会（臨時）議事概要

日時 令和3年7月29日（木）13:00～13:45
場所 事務局棟2階 会議室
出席者 伊藤（正）学長
鶴原，緒方，尾西，今西 各理事
酒井，野崎，藤田（達），苅田，稲葉，村田，伊佐地，木下 各副学長
藤田（伸），伊藤（信），須藤，池浦，奥村，小林 各学部長・研究科長
大野 教養教育院長
遠山，富本，森，吉岡 各評議員
欠席者 西岡，田中 各理事
松浦評議員
陪席者 服部監事

I 審議事項

1. 工学部学生の懲戒処分にかかる異議申立てについて〔関係者のみにて審議〕
鶴原理事から，臨時に本会議を開催することとなった経緯について説明があり，次いで，池浦工学部長から，「席上配付資料」に基づき，本事案の詳細について説明があった。
以上を踏まえ，停学期間の取扱いについて審議した結果，関係機関等に聴き取りを行った上で，後日改めて審議することとした。
なお，本件に係る席上配付資料については，本会議終了後に回収した。

<主な意見>

- このような異議申立てが出て，停学期間が短縮されるなど処分内容が軽減された例はあるのか。
 - 異議申立てが提出されたこと自体が初めてである。今回のような事案は「無期停学」が多いが，斟酌すべき事情がある場合に「有期停学」とした事例もあったことから，今回も当初処分の段階で，事情を酌んで「有期停学」となっている。
なお，停学期間が2カ月以上の場合は，その期間が在籍期間から除外されるため必然的に留年となるが，停学期間が2カ月未満の場合は，その期間も在籍期間に含まれるため卒業に影響はない。
- 被害者と和解が成立したり，被害者から厳しい処分を求めない旨の意向が出された場合は，処分内容にも関係してくるのか。今回の事案では，斟酌すべき事情があるとして，「無期停学」を「有期停学」に軽減しているが，相手方の意向は反映されていない。これに相手方の意向が入ってくると，さらに処分内容が変わってくるのか。
 - 今回の事案に当てはまるかどうかは別として，相手方の意向を踏まえて処分内容が変わることはあり得ると考える。
- 異議申立ての内容からも，当該学生に対しては，大学としてしっかりフォローしていく必要がある。

2. その他 なし

II. 役員会報告 なし

III. その他報告事項 なし

以上